

会 議 録

会議の名称	第2期東久留米市空家等対策協議会委員委嘱式 及び 第2期第1回東久留米市空家等対策協議会
開催日時	令和2年10月16日（金）午後2時00分から午後3時00分
開催場所	東久留米市役所7階 701会議室
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略） 会 長：並木 克巳 委 員：小川 幸子、川 義郎、武藤 進、塩野 麻里、齋藤 正人、 下村 尊彦、濱中 冬行、荒島 久人、石井 竜児、結城 正博</p> <p>●欠席者（敬称略） 委 員：殿田 俊三、北村 喜宣</p> <p>●事務局 環境安全部長 下川 尚孝 環境政策課長 桑原 直人 同課 係長 小林 秀敏 同課 主任 谷川 啓 同課 主任 宮城 晴佳</p>
会議次第	<p>1. 委員委嘱式 -省略-</p> <p>2. 第2期第1回東久留米市空家等対策協議会 （1）副会長の指名 （2）東久留米市の空家等対策について ① 東久留米市空家等対策協議会について ② 東久留米市空家等対策計画について （3）議 題 議題1 会議録および名簿の公開について 議題2 空家等対策協議会の作業部会について （4）その他</p>
配布資料	<p>次 第 資 料 1 東久留米市空家等対策協議会条例 資 料 2 東久留米市空家等対策協議会運営要領 資 料 3 東久留米市空家等対策計画<概要版> 資 料 4 空家等対策に関する専門家団体との協定締結の概要 資 料 5 東久留米市特定空家等判定基準 資 料 6 東久留米市特定空家等協議会 作業部会（案） 資 料 7 東久留米市空家等対策協議会等スケジュール 当日資料 ・第2期東久留米市空家等対策協議会委員名簿 ・あなたの空家ホントにそのままでいいんですか？（啓発チラシ）</p>
問い合わせ先	東久留米市環境安全部環境政策課生活環境係 電話：042-470-7753（直通）

会議経過（意見等要約）

1. 委員委嘱式 -非公開の内容であるため省略-

市長から各委員に対して、協議会委員の委嘱書を交付。コロナウイルス感染症予防対策のため机上にて交付となる。

12名の委員と市長が第2期東久留米市空家等対策協議会の構成委員となり、任期は令和2年8月27日から令和4年8月26日までの2年間。

会長である市長より挨拶があり、各協議会委員の自己紹介、事務局の紹介を行う。

2. 第2期第1回東久留米市空家等対策協議会

本協議会開会の前に事務局より、本協議会の傍聴について説明。

本協議会は公開が原則となっており、傍聴が認められている。ただし、個人情報等の非開示情報を含む場合は非公開となる、また、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が生じるおそれがある場合にも、協議会の議決により非公開となる。

本日の議事では、個人情報など非開示情報を取り扱う予定がなく公開となる。

会議の成立

東久留米市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。

(1) 副会長の指名

本協議会の副会長は、協議会条例第5条第4項に基づき、委員のうちから会長が指名。

会長より第1期空家等対策協議会の副会長で、自治体公務にも見識のある川委員に副会長を指名する。

【委員】

承知いたしました。

【会長】

それでは、これより副会長より一言、御挨拶をお願いいたします。

【副会長】

本期も副会長として、この協議会が円滑に進むように努力してまいりますので、皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

副会長、ありがとうございました。

【事務局】

ここで、会長であります市長は別の公務があり退出することを説明。

-会長が別の公務により退席のため、以降の進行は東久留米市空家等協議会条例第5条第5項に基づき、副会長による議事進行とする。

(2) 東久留米市の空家等対策について

① 東久留米市空家等対策協議会について

【事務局より説明】

本協議会について説明。

資料1「東久留米市空家等対策協議会条例」が本協議会設置の直接の根拠であり、全11条からなる条例で、組織や部会、守秘義務を定めている。

本協議会の所掌事項

計画の作成や変更及び実施に関すること。第1期協議会では、空家等対策計画を作成。第2期協議会では、計画に基づく施策を実施していくため内容等について意見を伺う。

会議の公開 協議会条例の第6条第5項

- ・本協議会は、公開が原則となっており、傍聴が認められている。ただし、協議会条例同項第1号の規定により、個人情報等の非開示情報を含む場合は非公開となる。
- 例) 特定空家等の具体的な内容（個人情報）を協議会で示す場合は、非公開となる。
- ・傍聴の取扱いは、協議会条例第11条の規定により「市長が別に定めることができる」となっており、「東久留米市の会議の公開に関する指針」に基づき、資料2のとおり「東久留米市空家等対策協議会運営要領」を策定している。
- ・傍聴の定員は協議会の開催ごとに事務局の判断において定める。今回は新型コロナウイルス感染予防対策や会場の広さの問題などもあり、定員を5名とした。
- ・傍聴に関しては、運営要領に基づき対応していく。

作業部会の設置 協議会条例第7条

特定事項について、調査及び検討を行わせる必要があると求めるときは部会を置くことができるため、第2期協議会でも設置を予定しており詳細は議題にて検討。

【副会長】

口頭で聞いて、お分かりになられないこともあると思いますので、その場合は事務局のほうに遠慮なく御質問ください。

② 東久留米市空家等対策計画について

【事務局より説明】

東久留米市空家等対策計画について説明。

東久留米市空家等対策計画の概要 資料3「東久留米市空家等対策計画（概要版）」

第1章の「はじめに」として、計画策定の背景について記載。第1期協議会において、平成30年度、令和元年度の2か年にわたり議論いただき、本計画を取りまとめた。

第2章では、東久留米市の空家等を取り巻く現状、課題について記載。当市の人口推移や世帯数、高齢化率などのほか、平成28年度に空家等実態調査による全戸調査を実施。さらに平成29年度に、全戸調査をした結果で空き家と推定される空き家の所有者に、アンケート調査をした結果等について取りまとめている。

第3章では、基本方針について記載。空家等対策の対象とする空き家は、法律の対象となっているおおむね1年以上空家の状態であるもののほか、現時点で使われていない空き家や、「空家等になることを予防する」ため居住中である建築物も対象としている。

基本理念は、人の取組、まちの取組、家の取組の3つを主眼に置いた計画となっている。
第4章では、第3章に挙げる基本方針等課題解決のための具体的な施策について記載。
周知・啓発、空家予防に関する施策、所有者等による適切な管理の促進に関する施策、空家等の有効活用や、除却した空家等に係る跡地の活用につながるものについて取りまとめている。

本協議会までの計画に基づく取り組み

① 啓発チラシの作成

当日資料のチラシは、周知・啓発の1つの方向として事務局で作成したもの。今後、協議会の皆様にも意見等をいただきながら改訂をしていき、より良いものにしたい。

② 専門家団体との協定締結

市民、事業者、関係機関との連携の一環として、資料4「空家等対策に関する専門家団体との協定締結の概要」のとおり、各種専門家団体と10月9日付で協定を締結。空き家に関する課題は、相続や境界、売買、成年後見等、様々であることから、空き家の所有者等が専門的な相談を受けられるよう、同日に開催した協定締結式にて締結した。

③ 特定空家等判定基準の作成

資料5「東久留米市特定空家等判定基準」を作成。この判断基準の作成に当たっては、第1期協議会の作業部会である「特定空家等部会」にて議論いただいた結果を受け、市で定めたものとなる。

【副会長】

概括的に、今までこういうようなことをやってきて、こういうことをやっていくというような御説明になるかと思えますけれども、委員、いかがですか、初めて御参加いただいて御覧になって。

【委員】

今回、参加させていただいた前にも、事務局と空家対策のところのお話しをしていただいていたので、大体おっしゃっていたことは理解させていただいたと思います。

【副会長】

委員はいかがですか。

【委員】

よく分からないのですが、近所の空き家を見てとか、市民目線でチェックしていきたいと思えます。

【副会長】

どうぞよろしくをお願いします。また読んでいただいて分からないことがあったら、事務局のほうにいただければと思います。

委員は、警察の立場からどうぞ御協力の程よろしくをお願いいたします。

【委員】

よろしくをお願いします。

(3) 議 題

議題1 会議録および名簿の公開について

【事務局より説明】

本議題について、委員の皆様にお諮りする事項は2点。

会議録の作成形式

・発言された委員の表記

発言委員の個人名を公にすることで委員の率直な意見交換に支障が出るおそれがあるため、発言委員の氏名掲載を行わない。

会長出席の場合：会長は「会長」、副会長を含めてその他の委員は「委員」と表記

会長欠席の場合：副会長が進行するため、副会長は「副会長」、その他の委員を「委員」と表記

外部出席者がいる場合：お招きする外部出席者の発言は、その立場に基づくものであるため、発言者であることが分かる形とするが、表記については事務局に一任ください

・会議録の作成方法

会議録は会議の進行、発言内容、結論が明らかになることが必要となるため、発言者の趣旨を損ねない程度に文章を整理し、おおむね発言の順番どおりに記載する形で作成。

・会議録案の内容確認等

協議会構成員の皆様の確認後に会議録として確定したい。

協議会の構成員に関する情報の公開

本協議会の委員名簿を公開する際には、以下の項目を掲載したい。

公開項目：委員の選出区分(市民委員等)、氏名、任期、役職別(会長・副会長等)

※ 大学教授、弁護士等の選出部分は公開しない

委員名簿は、市ホームページなどへの掲載を予定。

なお、これらの取扱いは、第1期協議会と同様の内容である。

【副会長】

この方式だと私の発言だけが特定されてしまうのですけれども、委員の皆様方につきましては、どなたが発言したか分からない形になっていて、唯一、皆様方、お立場で発言されたときに、その発言内容から、どなたがというのは推察される可能性があるとは存じますが、この協議会は、それほど皆様方の意見対立とか、あと出身団体とか、そういうこととの利害対立が大きい協議会ではございませんので、この形でお許しいただければと思います。よろしいですか。

－異議なし

名簿公開の方法も、お名前だけ出すような形で表示するということですね。この方法でよろしく願います。

議題2 空家等対策協議会の作業部会について

【事務局より説明】

協議会条例第7条では、協議会の中に部会を置くことができると規定しており、事務局としては、資料6「東久留米市空家等対策協議会作業部会（案）」にあるとおり、特定空家等協議部会と有効活用部会の2つの部会の設置をしたい。

特定空家等協議部会 空家等対策計画 P.45、P.60

空家等対策計画には、特定空家等の認定等について助言する組織として位置づけ。

事務局としては、特定空家等の候補の段階から特定空家等協議部会にて議論し、助言をいただきたいと考えている。

部会委員：特定空家等に関する助言をいただくという観点から、以下の6名としたい。
法律・行政手続に見識のある川副会長、北村委員、市民視点から小川委員、家屋の不良度・危険度に見識のある濱中委員、行政機関との連携として石井委員、結城委員。また、部会長は濱中委員にお願いしたい。

有効活用部会

第1期協議会においても本部会を設置しており、継続した課題もあることから、第2期協議会でも設置を考えている。具体の議論は以下の3点について検討。

総合相談窓口について 空家等対策計画 P.39

空家等の所有者が抱える課題が多岐にわたるため、各種課題の解決を促進することで空き家の有効活用を促したいと考えている。そのための一環として、各専門家団体の皆様との協定を締結し、協定を締結した先への相談状況を確認しながら、今後の方向性を議論していただきたい。

自治会等地域との連携 空家等対策計画 P.38

自治会への情報提供を行い、意識醸成を進め、自治会に課題の周知と連携・協働を行いたい。

空き家バンクについて 空家等対策計画 P.41

全国版空き家バンクに参加するためには条件整理等が必要になることから、その部分について意見をいただきたい。

部会委員：具体の議論を検討するため、以下の6名としたい。

不動産について総合的な見識のある齋藤委員、下村委員、市民目線で特に自治会目線の立場として殿田委員、不動産登記等・権利関係の見識のある武藤委員、塩野委員、地域福祉の観点から荒島委員。また、部会長には、第1期協議会の有効活用部会に引き続き齋藤委員にお願いしたい。

作業部会の部会長及び委員については、協議会条例第7条第2項に基づき、会長が指名すると定められている。

【副会長】

事務局より作業部会について説明がありましたが、御意見等ございますか。

今までやってきた経緯に照らして、特定空家等協議部会と有効活用部会の目的が異なっていますので、それぞれ分けたほうが効率的ではないかと、そういう趣旨でございます。

作業部会の部会長及び委員の指名についてですが、協議会条例第7条において会長が指名することになっております。しかし、今回、会長は公務で退席しておりますので、代理である私から指名させていただきます。

では、特定空家等協議部会について、部会長は濱中委員にお願いしますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい、よろしく申し上げます。

【副会長】

同じく特定空家等協議部会の委員には、小川委員、北村委員、石井委員、結城委員、そして私、川の5名で構成したいと考えております。

では次に、有効活用部会について、部会長は齋藤委員、よろしいでしょうか。

【委員】

はい、よろしく申し上げます。

【副会長】

有効活用部会の委員には、殿田委員、武藤委員、塩野委員、下村委員、荒島委員の5名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

協議会委員の皆様には、お忙しい中恐縮ですが、お力添えのほどよろしく申し上げます。

(4) その他

【事務局より】

今後のスケジュールについて

資料7「東久留米市空家等対策協議会等スケジュール」では、本年4月から来年3月までの本年度のスケジュールを記載。

まず、本協議会（緑色）は、本日と来年2月の2回の開催を予定。また、作業部会は、各2回の開催を予定している。ただし、協議会及び作業部会の開催は現時点での予定であるため、特に部会については議論の中で回数が増減することがある。

市民向けセミナーの開催

毎年開催している市民向けの空き家セミナーを、NPO法人 空家・空地管理センターとの共催で12月12日（土）に開催予定。今般のコロナウイルスの影響で、参加人数を絞った形での開催となるが、今後の感染拡大の状況により中止の可能性もあり。

【副会長】

御多用のところ恐縮ですけれども、御協力のほどよろしく申し上げます。

以上で予定していた議題はこれで終了ですが、これまでの議題、その他お気づきの点、ございますか。

【委員】

特定空家等協議部会の件ですが、提出される予定の空き家の物件によっては、協議会や庁内協議を何度もする案件が出てくると思うのですが、このスケジュールで済む予定で考えておられるかどうか。また、これらの会議が今出席している事務局（係長以下2名）で仕事が回るのかどうか、今後のことも含めていかがお考えでしょうか。

【事務局】

部会の回数につきましては、まず現段階のところでは2回と予定していますが、協議の状況によって回数が増える可能性はあると考えております。

もう一点の、職員が対応できるかというところですが、対応するとは申し上げられないところでございます。

【委員】

特定空家等候補の件数をコントロールされれば、それでいいと思うのですが、2か年でどのぐらいの数の特定空家等の認定をするのかで、作業量が違ってくるのではないかと思いますので、その辺を少し心配しました。

【事務局】

様々、どの程度できるかというのも実際にはございます。部会の御意見や、部会長へ相談等させていただきたいと考えております。

【副会長】

貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。そういう形で、事務局のほうで頑張ってください、空き家の問題を解決したいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

以上をもって、予定の議事は全て終了。

第2期第1回東久留米市空家等対策協議会を閉会する。